スキー、スノーボードシーズン到来
三井野原でスキー場開き

十二月二十三日、三井野原スキー場「奥の谷ゲレンデ」でスキー場開きがあり、井上町長をはじめ多くの来賓、地元観光協会や民宿経営者など約三十人が、シーズン中の安全と多くの来場客を祈願しました。

神事では、出席者が玉串をささげ、来賓を代表して井上町長からは「スキーをはじめ、多くの方が雪と親しめるように、皆様と協力していきたい」、続いて、三井野原観光協会の川西邦夫会長からは「スノースポーツとの出会いの場として、様々な趣向を凝らし、多くの来場客を迎えたい」とそれぞれあいさつがありました。

神事の後には、餅つきが行われ、出席者につきたてのお餅が振る舞われました。

ゲレンデは、翌日から滑走可能となり、多くのスキーヤーやスノーボーダーで賑わっています。

▶祈願祭の様子

積雪状況をチェックできます
三井野原スキー場 ゲレンデ情報

インターネット
http://www.town.okuiuzmo.shimane.jp/miinohara/
道の駅インフォメーション
電話：０８５４－５２－３１１１
奥出雲観光協会
電話：０８５４－５４－２２６０

新年の幕開けを祝う
平成二十四年奥出雲町新年賀詞交換会

▼会場の様子

新春を寿ぎ、町の更なる発展を願う「奥出雲町新年賀詞交換会」が一月四日、横田コミュニティセンターで開催されました。

交換会には、井上町長をはじめ、議員、自治会長、町内企業や各種団体の代表者など、約百五十人が出席しました。

井上町長から、東日本大震災など昨年の動きを振り返るとともに「今年は、古事記編纂千三百年目の年であり、これを機に、奥出雲の大きな財産である豊かな自然と古き良き文化・歴史を全国に発信したい。町民の皆さんと一緒にこの一年も頑張りたい」と年頭のあいさつがありました。

また、来賓を代表して、絲原徳康県議、福本修副議長からそれぞれあいさつがあり、町自治会長会連合会の岩佐捷治会長の乾杯で賀詞交換が行われました。

出席者は、互いに新年のあいさつを交わして新年の幕開けを祝い、力を合わせて町の発展に取り組むことを誓い合いました。

新春恒例　百人一首大会

新春恒例の百人一首大会が一月六日、横田コミュニティセンターで開催されました。

この大会は、百人一首の会「山里会」（千原富美子代表）と横田公民館が毎年開催し、今年で二十四回目。この日は、小学生や中学生、山里会の会員など約七十人が参加しました。

開会に先立ち、横田公民館の松﨑富士夫館長から「この大会は、新春にふさわしい行事。皆さんで楽しみ、有意義なものとしてほしい」とあいさつがありました。

大会では、上の句が読み上げられると、真剣な表情で下の句を探し、見つけると素早く札を取っていました。

参加者にとって、日本の文化に触れながら、交流を深める良い機会となりました。

▶大会の様子

平成23年度　宝くじコミュニティ助成事業
コミュニティ活動に必要な テント，除雪機が整備されました

◀整備された除雪機

◀地元の祭りにテントを活用

今年度、実施団体の負担金と宝くじの助成金により、テントと除雪機が大谷自治会に整備されました。

この助成金は、宝くじの収入を財源とし、地域コミュニティの健全な発展を図るためのものです。

今回の整備により、地域コミュニティ活動のさらなる推進が期待されます。

なお、コミュニティ助成事業には、次の事業があります。

①一般コミュニティ助成事業
②コミュニティセンター助成事業
③地域防災組織育成助成事業
④青少年健全育成助成事業
⑤地域の芸術環境づくり助成事業
⑥地域国際化推進助成事業
⑦活力ある地域づくり助成事業
⑧共生の地域づくり助成事業

【お問い合わせ先】役場地域振興課　有線：31-5264／電話：54－2524

確定申告で控除を受けるための認定書を発行します

【障害者控除・特別障害者控除】

身体障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の高齢者の方で、障がいをお持ちの方と同等と認められる場合は、障害者控除・特別障害者控除を受けられます。

◆判定の基準　「日常的に寝たきり状態であるか」または「認知症により日常生活に見守りや介護が必要であるか」により判定します。

◆確 認 方 法　介護認定を受けている方　⇒　介護認定時の主治医意見書で確認（役場窓口で確認しますので、提出は不要です）
介護認定を受けていない方　⇒　医師意見書で確認（申請時に提出してください）

◆申請に必要なもの　介護保険被保険者証、印鑑
医師意見書（介護認定を受けていない方のみ必要）

【医療費控除】

おおむね６ヵ月以上寝たきりで、おむつの使用が必要と認められる方については、医療費控除におむつ購入費を含めることが出来ます。

この控除を受けるには、おむつの使用が必要であるという医師の証明が必要です。前年に続いて控除を受けられる方は、役場窓口にて証明書が発行できる場合がありますので、役場までお問い合わせください。なお、初めて控除を受けられる方は、医療機関へご相談ください。

◆引続き申請される方　介護認定の有無によって証明書の申請先が異なります
①介護認定を受けている方　⇒　役場窓口にて証明書を発行します
②介護認定を受けていない方　⇒　医療機関へご相談ください

◆申請に必要なもの　介護保険被保険者証、印鑑

●申請期間　平成２４年３月１５日まで
●申請窓口　役場仁多庁舎 健康福祉課　または　横田庁舎 町民福祉係
～～詳しい内容、要件についてはお問い合わせください～～
【お問い合わせ先】役場健康福祉課 医療介護保険グループ　有線:31-5123／電話:54-2511